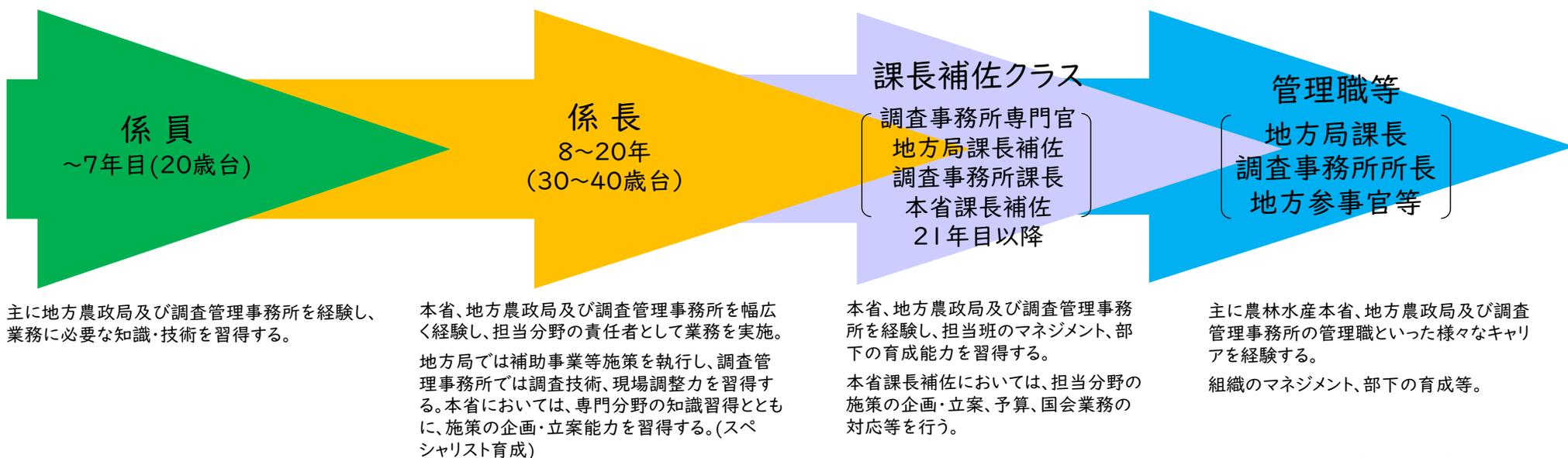


# キャリアパスとワークライフバランスの取組

---

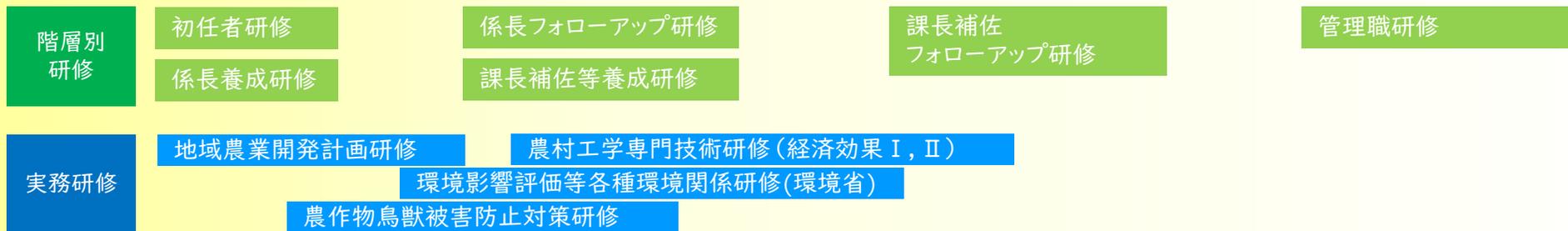
# キャリアパスと研修制度

- 調査計画職員として採用されると、地方農政局を拠点として、調査管理事務所や、農林水産本省などをおおむね2, 3年のサイクルで異動することで、政策の立案から現場での実行までの一連の業務を経験します。  
本省では農村振興局を中心に大臣官房等他局のほか、時には他省庁や在外公館など、様々な場で多様な業務に携わります。
- 充実したOJT（On-the-Job Training）のほか、職員の資質向上と職務上必要な知識や技術の習得を目的として、様々な研修を用意しています。



※ 年数、年齢はおよその目安です。

## 【研修の例】



# 調査計画職員のキャリアパスの例



その後は、調査管理事務所の専門官、課長、地方農政局の課長補佐、農林水産省本省の課長補佐、地方農政局の管理職や調査管理事務所の幹部といったキャリアを経験することとなります。

# ワークライフバランスに関する取組

## 両立支援制度

男女ともに仕事と家庭生活の両立が行えるよう、様々な支援制度があります。

### 育児のための主な制度概要

休業・休暇を取得したい	勤務時間帯を変更したい	超勤・深夜勤を避けたい
<p><b>育児休業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間の休業（子が3歳まで）（無給）</li> </ul>	<p><b>フレックスタイム制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1日の勤務時間数を、7時間45分以外（最短4時間）に設定可</li> <li>勤務時間帯を、7時～22時の間で設定可（コアタイムあり）</li> <li>土日以外にも週休日をもう1日設定可 ※総勤務時間数を保つよう、週単位（1～4週間）で希望する勤務時間を申告 ※通常の職員のフレックスタイム制より柔軟</li> </ul>	<p><b>深夜勤務の制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>午後10時から翌日午前5時までの間勤務しないことが可能</li> </ul>
<p><b>育児短時間勤務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>短い勤務時間（4時間55分×5日等数パターン）での勤務（子が未就学まで）</li> </ul>	<p><b>早出遅出勤務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1日の勤務時間数を保ったまま、早出や遅出可</li> <li>いくつかの早出遅出勤務のパターンから、希望するものを選択 (例：早 7:30～16:15 遅 10:30～19:15等)</li> </ul>	<p><b>超過勤務の制限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>超過勤務の時間数を、「1月に24時間、1年に150時間」までに制限可能 ※災害等による臨時の勤務は除く</li> </ul>
<p><b>育児時間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤務時間の始めか終わり（～2時間）の無給休暇（子が未就学まで）</li> </ul>	<p><b>超過勤務の免除</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>超過勤務をしないことが可能 ※災害等による臨時の勤務は除く</li> </ul>	
<p><b>育児参加のための休暇 子の看護休暇</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日又は時間単位の有給休暇</li> <li>育児参加休暇：5日（妻の産前産後期間） 子の看護休暇：1年に5日（子が2人以上であれば10日）（子が未就学まで）</li> </ul>		

※ 各省各庁の長に対する請求や申告が必要。公務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。  
 ※ 育児休業期間中は、国家公務員共済組合から育児休業手当金（～67%）が支給されます。（子が1歳になるまで）

（人事院ホームページより）

- ◆ 全ての国家公務員に適用される両立支援制度の詳細は人事院HPをご覧ください。

[https://www.jinji.go.jp/ikuzi/ryouritsu\\_toppage.html](https://www.jinji.go.jp/ikuzi/ryouritsu_toppage.html)



- ◆ その他、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするために、最長3年休業できる制度（配偶者同行休業制度）もあります。詳しくは人事院HPをご覧ください。

<http://www.jinji.go.jp/doukou/toppage.html>



## 働き方改革

農林水産省では、ワークライフバランスの向上に向けた政府全体の取組と併せて、様々な取組を推進しています。

- ✓ 有給休暇（夏季休暇、年次休暇等）の取得推進
- ✓ 残業時間の削減、業務効率化
- ✓ テレワークの活用

